

「議長の議会広報活動」

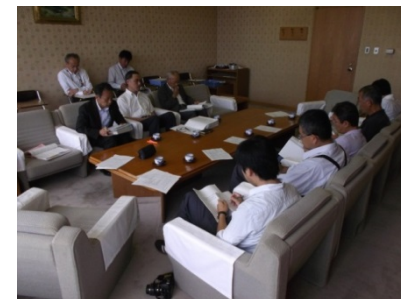
議会基本条例第3条（議長の責務）

- ・議長は、本会議後に必要に応じて記者会見を実施し、議会の情報公開に努めなければならない。

記者会見の実施

「議員定数・議員報酬・政務活動費の検討結果報告」

「高校生フレッシュ議会の開催」



議長記者会見（H26. 6. 30）

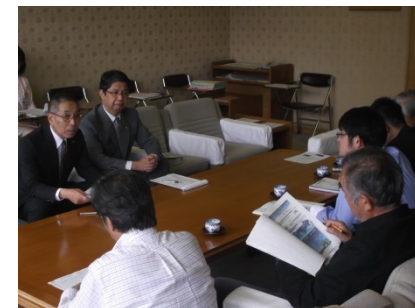
地元FM局の放送

「議長インタビューの実施」

- ・議会の取り組みなど近況報告
- ・今後の議会活動の方針など



FM放送議長インタビュー（H27. 6. 30）



議長記者会見（H28. 5. 11）

地元高校生との懇談会（学校訪問）

「市議会の仕事について」

「地域の課題、18歳選挙権の導入など」



議長、議員と地元高校生との懇談会（H27. 10. 2）